第175号（2000年12月）

調査と情報

編集・発行
㈱農林中金総合研究所基礎研究部
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
TEL. 03-3243-7331
FAX. 03-3246-1984
E-mail：kaneko@nochuri.co.jp

農協系統組織の営業活動のはがゆさ

今年の米作は生産指数が一〇四と豊作とのことだが、北関東や東北では、倒伏がコシヒカリだけでなく、日照りのせいか破砕米ものが多く出て販売に苦労している。先日ある知り合いの市長にお会いする機会があった。地方行政として緑を残す点で農業は、かけがえのない財産と位置づけてはいるが、兼業農家が、赤字を意識して生産を行う現実を考えるといかにそれを残せるかが大きな課題である。対策の一つとして、産直や地場消費方策について他県の成功事例等あげ実行をうながしたが、開口一番、農協が新しいものに乗ってこないとの事であった。方向さえ出されれば構造改善事業としての取組も可能である。地場で生産額の三〇％程度の販売確保が出来れば地元消費者から歓迎され組合員の元気も出るのは確かだ。問題は先ず系統としての営業活動取組に帰着する。農業のありがたさを身近に感じてもらえる立場にありながらチャンスを自ら失っているのでは…？　農家は有機農法の技術も持っており、農業環境悪化対策等も含め行政と一緒に知恵を出せる時代である。

一方、信用事業関係の営業はどうだろうか。久しぶりに元気の出る事例に会えた。以前赴任したS県では、信連が今年モデル店舗をオープンした。大型合併農協エリアでもあるが、営業ノウハウの農協への還元やJA職員の教育センターとなることを条件に補完を図る事で相互理解している。連日新規開拓を中心に果敢に営業を展開し実績を上げているが、取引先毎の掘起しや管理等反省点もあるようだ。相談業務は、土曜日まで予約でみっちりの状況で、住宅や保健等の専門家を連日呼んでいる。また農協組合員による朝市を月一度店舗にて実施し好評である。顧客との対話をメインにした営業展開は、本来、農協の見直し事項であるが主に地理的理由から難しいので信連自ら背水の陣で対応している。

職員教育を兼ねたモデル店舗は全国段階組織でも前広な各種重点対応があって然るべきであろう。当信連では、支店を残す方針を長期的に取り続けており、今その成果が現れている。大切な事は、系統組織がなぜ地域の金融を手がけているのかの考え方。系統は三人（段階）寄って一人前、時には経済連も組み入れられた総合的な巡回・出張・店舗アワーが考えられる。

全国農協の貯貸率は今年七月末三〇％、S県農協は三四％で信金を意識（S県の信金の加重平均六七％）するには並大抵ではない。IT革命の加速による他産業の金融業界進出で、総合事業は農協だけの特典ではなくなった。インターネットは、居ながらにして商売が伸びるとのうたい文句であるが、以前来日したあるインターネットの社長は、月に三六〇人のお客に会っているという。これこそリテイルではないだろうか。今こそ営業のはがゆさを三段階総合ネットで見直し、総合事業展開を密にしたい。

（主席研究員　真田忠雄）

今月のテーマ：危機に瀕する稲作

農協系統組織の営業活動のはがゆさ…… 1
いのちも農も滅びる前に「まだ間に合う」…… 2
最近の稲作所得……3〜4
国産大豆生産の動向と課題……5〜6
動き出した中山間地域等の直接支払い制度…7〜8
ぶっくレビュー『恐るべき「輸入米」戦略』… 9
あぜみち……10
虹のかけ橋……11
統計の眼「廃棄物とリサイクルについて」…12
編集後記……12

調査・研究ノート

最近の稲作所得

米の国内生産量は大不作となった平成五年の翌平成六年産の一二・〇百万トンから年々減少し、平成一一年産の九・二百万トンまで二三・四％減少している（農林水産省「作物統計」）。

自主流通米指標価格は平成六年産の二一・四千円／六〇kgから平成一一年産は一六・九千円／六〇kgまで二〇・九％下落し、本年産も昨年を下回る一六・〇千円前後の過去最安値圏に低迷している（財団法人自主流通米価格形成センター）。

この間、米の産出額は平成六年の三・八兆円から平成一〇年の二・五兆円まで一・三兆円、三三・五％縮小している（農林水産省「生産農業所得統計」、平成一〇年は概算）。

一戸当たり稲作所得

そこで、稲作経営にはどの程度の減収となっているのだろうか。農林水産省「平成一一年産　米生産費（農家調査）」（農林水産統計速報）で確認してみたい。販売農家の稲作収入は平成六年産で二、〇〇四千円であった。平成一一年産は一〇a当たり稲作粗収益一三二千円に作付け面積一〇三・三aを乗じて計算すると一、三六四千円となり、六四〇千円、三一・九％の減収となっている。

次に、経費を控除した稲作所得をみてみたい。平成六年産の一〇a当たり稲作所得八一・二千円に作付け面積一一三・六aを乗じた一戸当たり稲作所得は九二三千円となる。同じく、平成一一年産の一〇a当たり稲作所得四四・七千円に作付け面積一〇三・三aを乗じた一戸当たり稲作所得は四六二千円となり、平成六年産と比較すると四六〇千円、四九・九％減少し、ほぼ五割の減益となっている。

ただし、奨励金による粗収益の増加分や稲作経営安定対策を含めると一戸当たり稲作所得は平成六年産の九九六千円から平成一一年産の五五四千円へと四四三千円、四四・四％の減益にとどまっており、一定の政策効果を発揮しているものと推定される（集計対象農家が異なっているので厳密な比較はできない）。

六〇kg当たり稲作所得

次に、六〇kg当たりの収益性を確認したい。平成六年産の六〇kg当たり粗収益は一八・二千円であり、平成一一年産は上記統計速報には記載されていないが、一〇a当たり収量五二四kgと一〇a当たり粗収益一三二千円から計算すると、六〇kg当たり粗収益は一五・一千円であり、年間で、三・一千円、一七・一％の減収となっている。

同じく、六〇kg当たり所得は平成六年産の一〇a当たり収量五四三kgと一〇a当たり所得八一・二千円から計算すると九・〇千円、平成一一年産は一〇a当たり収量五二四kgと一〇a当たり所得四四・七千円から計算すると五・一千円であり、三・九千円、四二・九％の減益となっている。

奨励金と稲作経営安定対策を含めた六〇kg当たり所得も確認する。奨励金による粗収益の増加を加えた平成六年産の一〇a当たり所得は八七・七千円であり、反収から計算した六〇kg当たり所得は一〇・〇千円となる。稲作経営安定対策を加えた平成一一年産の一〇a当たり所得は五三・六千円であり、反収から計算した六〇kg当たり所得は六・一千円と推定され、三・六千円、三六・七％の減益となっている。

また、六〇kg当たりの資本利子、地代を含めた全算入生産費は平成一一年産で一八・九千円であり、一〇a当たり粗収益一三二・〇千円と反収から計算した六〇kg当たり粗収益一五・一千円を三・八千円、二〇・一％上回っている。つまり、農業所得は評価費用を除いた現金収支の概念に近いので、物財費等を控除した現金収支レベルでは経営的にはプラスであるが、家族労働費や自作地地代、自己資本利子などの評価費用を含めた全コストを稲作粗収益は賄うことはできていない。

作付け規模別稲作所得

これまでの話は平均値の話である。稲作生産には作付け規模が大きくなると、労働費や償却費を中心として一〇a当たり全算

入生産費が逓減するコスト構造がある。このため、三・〇～五・〇haの階層までは反収の増加もあいまって、一〇a当たり所得が増加する。しかし、それを超えて規模が大きくなると反収の低下から一〇a当たり所得は逆に低下する。

そこで、農林水産省「米及び麦類の生産費」によって比較が可能な販売農家の平成六年産と平成一〇年産で、奨励金による粗収益の増加分と稲作経営安定対策の受取り超過分を加味した一〇a当たり所得を作付け規模三・〇～四・〇ha、四・〇～五・〇ha、五・〇～一〇・〇ha、一〇・〇ha以上の各階層についてみると、この順に平成六年産が九六千円、八九千円、九一千円、七六千円、平成一〇年産が七一千円、六七千円、六一千円、六〇千円となっている。

この一〇a当たり所得に各階層の作付け面積を乗じて一戸当たり減益額を求めると、順に八七一千円、九五四千円、一、九四九千円、一、九九一千円となる。同じく、減益率は順に二六・四％、二四・三％、三一・九％、二〇・二％となっている。このように、作付け面積が五haを超える農家では年間二〇〇万円程度の稲作所得減になっている。

五・〇～一〇・〇ha層、一〇・〇ha以上層の稲作以外の部門を含めた全農業部門の農業所得は平成一〇年産で四、五二四千円と七、四六七千円であり、年間二〇〇万円程度の収入減は家計に対して大きな影響を及ぼしているものと思われる。

地域別稲作所得

次に、地域毎の動向をみてみたい。平成一〇年産で一戸当たりの稲作作付け面積が一〇〇aを超える北海道、東北、北陸について平成六年産と比較してみる。

奨励金による粗収益の増加分と経営安定対策の受取り超過分を加味した数字で比較する。平成六年産の一〇a当たり所得は順に七八千円、九四千円、一〇〇千円となっている。同じく、平成一〇年産は五二千円、五八千円、六一千円であり、いずれの年産も一〇a当たり所得は北海道が最も低く、次いで東北、北陸の順になっている。この間の減益額は順に二六千円、三六千円、四〇千円、減益率は三三・五％、三八・七％、三九・四％となっている。

北海道は一戸当たり作付け面積が平成一〇年産で五五三・四aと東北の一三三・六a、北陸の一一〇・一aと比べて格段に大きい。このため、前記の一〇a当たり減益額に作付け面積を乗じた一戸当たり減益額は北海道で一、四五〇千円となり、東北の四八六千円、北陸の四三六千円より年間一〇〇万円程度大きい。

本年産の稲作所得

平成六年産米から平成一一年産米にかけて自主流通米価格は約四、五〇〇円／六〇kg、二〇・九％下落し、一戸当たり九〇万円強だった稲作所得は四〇万円強減少した。五haを超える大規模経営層では二〇〇万円を超える減益となっている農家もみられた。

前記のとおり、本年産米価格も下落が依然続いている。本年産の自主流通米価格は第一回入札会が前年比▲七・五％、第二回同▲八・三％、第三回同▲六・二％、十月二七日に実施された第四回入札会でも同▲七・〇％、これまでの四回の合計で▲六・九％、米価格にして約一、一〇〇円／六〇kg程度前年を下回っている。この傾向が今後も継続するとすれば、一戸当たり稲作所得は一〇万円程度減少して、四〇万円程度になるのではないだろうか。五haを超える大規模農家では更に五〇万円を超える減収となる例もあろう。

（桜井慎悟）

米に関する統計

	平成6年	7	8	9	10	11
国内生産量	12.0	10.7	10.3	10.0	9.0	9.2
自主流通米指標価格	21.4	20.0	19.8	17.6	18.5	16.9
産出額	38	32	31	28	25	―
10a当たり稲作所得	81.2	65.4	70.3	50.1	53.3	44.7
同 稲作所得Ⅱ	87.7	70.6	75.1	54.7	55.7	53.6

単位と資料名：国内生産量は玄米千トン、農林水産省「作物統計」、自主流通米指標価格は千円／60kg、通念玉、全銘柄平均、財団法人　自主流通米価格形成センター、米産出額は千億円、農林水産省「生産農業所得統計」、10a当たり稲作所得は千円、農林水産省「米及び麦類の生産費」、稲作所得Ⅱは奨励金と稲作経営安定対策を加味した10a当たり稲作所得

調査・研究紹介

国産大豆生産の動向と課題

大豆は油脂やタンパク質を豊富に含む農産物であり、日本では、豆腐、納豆、味噌、醤油という独特の大豆食品が発達してきた。これらの大豆食品は米（ご飯）とともに食べられることが多く、大豆食品は「日本型食生活」の重要な部分を形成している。しかし、周知の通り日本は大豆のほとんどを輸入に依存しており、食料自給率向上が政策目標として掲げられているなかで、大豆は麦、飼料作物とともに自給率向上の柱として期待されている。

一．大豆の需給構造

日本の大豆需要量は油脂需要を中心に戦後大幅に増加し、一九九八年の総需要量（四八七万トン）は六〇年に比べ三・二倍になっている。九八年の大豆総需要量の七四％（三六二万トン）は油脂用であり、大豆油を搾ったあとの残りかすは大豆かすとして畜産の飼料に利用されている。国産大豆は油脂用としては使われておらず、油脂用大豆はすべて輸入に依存している。

食用大豆の需要量は一、〇一八千トン（九八年、総需要量の二一％）であり、その内訳は、豆腐用四九五千トン、味噌・醤油用一八八千トン、納豆用一二八千トン、煮豆・惣菜用三三千トンである。味噌、醤油の生産量は減少したものの、納豆、豆腐の生産量が増大したため、食用大豆の九八年の需要量は六〇年に比べ六割増加している。

増加した大豆需要はほとんど輸入大豆により供給されてきた。九八年の大豆の輸入量は四七五万トンであり、主な輸入先は、米国（三七四万トン）、ブラジル（五二万トン）で、この二国で九割を占めている。需要増大のなかで輸入が増大する一方で国内生産が減少したため、大豆の自給率は六〇年に二八％（五五年は四一％）であったが、九八年にはわずか三％に低下している。油脂用を除いた食用大豆に限っても、六〇年に六四％あった自給率は九八年には一五％になっている。

二．国産大豆の生産動向

大豆は明治・大正期には四〇～五〇万ha作付けされていたが、戦後、輸入自由化等により大豆栽培は縮小し続け、七七年には七九千haまで減少した。その後、米の生産調整により転作大豆が増加したため八七年には一六三千haまで回復したが、農家の高齢化、価格低下等により再び減少に転じ、九八年には一〇九千haとなっている。

大豆は米と生育時期が重なり、水はけの悪い水田では栽培が困難である等の理由でかつては畑での作付けが主流であったが、七〇年代以降の減反政策のなかで大豆は転作作物として位置づけられ、現在では水田での生産が畑を上回っている。

大豆収穫農家戸数は六〇年当時は二、四四九千戸あり、全農家のほぼ四割は大豆を生産していたが、九五年の大豆収穫農家数は四五四千戸（農業センサス、販売農家のみ）で、大幅に減少した。しかも、大豆を販売している農家は収穫農家の一五％の六七千戸で、ほとんどは自家消費用である。経営規模別にみると、〇・一ha未満が全体の八五％を占め、〇・五ha以上は二％程度（八千戸、うち四割は北海道）に過ぎず、一戸当たりの平均作付面積はわずか六aで極めて零細である。北海道の平均規模は九五aであるが、それでも米国の平均作付面積の八〇分の一に過ぎない。

三．生産費と価格の動向

経営の零細性により、日本の大豆の生産コストは高いものになっている。〇・一ha以上の大豆農家の平均生産費は一六、一九一円（九七年産、六〇kg当り）であるが、九七年産の基準価格（農家手取価格）は一四、一六〇円であり、生産コストが基準価格を下回っているのは一・五～三・〇haの農家だけである。一日当りの平均所得は一〇、四五四円であり、〇・三ha未満の農家は三、六〇三円に過ぎない。一〇a当たりの平均所得は二三、四〇五円であり、大豆

を三〇ａ作っても農家の所得は七〇、二一五円に過ぎない。水田の場合は転作奨励金があるため、これだけ高コスト低収益であっても農家は大豆栽培を行なっている。

国産大豆の価格は、八〇年代後半より大豆加工業者が国産大豆使用製品を差別化商品として販売するようになったため、九三年には一三、四七三円／六〇kgまで上昇したが、その後、生産が増大したこともあって九七年は八、四〇三円／六〇kgに低下している。一方、輸入大豆の価格は、七〇年代初頭には国際的な大豆不作の影響で高騰したが、その後は、円高等により低下傾向にあり、九八年の平均輸入単価（ＣＩＦ価格）は六〇kg当たり二、一七五円であった。

品質差があるため単純には比較できないが、国産大豆の価格はＩＯＭ大豆（米国産・食品用）と比べて三～五倍、バラエティ大豆（品種を特定した大豆）と比べると約二倍の水準である。これは経営規模による生産性の差、収量の差によるものであり、容易に縮めることができない差である。

四．交付金制度の沿革と制度改革の内容

大豆なたね交付金制度は大豆の輸入自由化（一九六一年）に伴って発足したものである。この交付金制度では、農家が登録集荷業者（農協等）に大豆の売渡しの委託を行い、全国団体（全農等）がそれを取りまとめ、卸問屋等に入札方式により販売する。その入札価格（販売価格、九七年は八、六〇四円）から流通経費（同一、六〇二円）を差し引いた標準販売価格（同六、八〇一円）と基準価格（同一四、一六〇円）の差額（同七、三五九円）を生産者に支払うというものである。

交付金対象の大豆は、ピーク時の八五年でも総生産量の五六％であり、九七年は三七％であった。交付金の対象となっていない大豆が多いのは、地場の大豆加工業者等に直接販売されるものがあること、農家が転作奨励金を得るため販売を目的にせずに植え自家消費しているため（あるいは捨て作り）であると推測される。

なお、「新たな大豆政策大綱」に基づき不足払い制度の改正が行われ、今年から交付金が定額制になった。これまではどんな大豆であろうとも検査で一定の品質評価が得られれば基準価格で販売することができたが、新制度では、市場で評価の高い大豆を生産した生産者は高い価格が得られ、逆に市場評価の低い大豆の生産者は低い手取り価格しか得られず、市場評価を農家手取り価格に直接反映させる仕組みとなった。大豆の価格形成に市場原理を導入し農家の品質向上意欲を高めようというねらいであるが、国産大豆の供給量が増え米国産ＩＯＭ大豆の水準まで下がった場合は、たとえ交付金があっても農家の手取り価格は生産コストを下回り、農家の生産意欲が低下する可能性があろう。

六．課題と展望

五〇〇万トン近い大豆需要量を全てを国産でまかなおうとすると二五〇万haの農地が必要であり（単収二〇〇kg／一〇ａで計算）、油糧用の大豆を輸入に依存し大豆かすを畜産飼料として利用するという現在の供給体制は、ある意味では日本にとって合理的である。結局、食用大豆一〇〇万トンのうちどの程度国産で賄えるかということになるが、現在、水田二七〇万haのうち一〇〇万ha近くを減反しており、そのうち五分の一の二〇万haに大豆を作付けすれば四〇万トンの大豆を生産することができることになる。

ただし、それを実現するためには、生産コストの低減が必要であり、その柱は団地化と機械化である。現在の一戸当り六ａの作付面積というのは、水田の片隅や小さな畑で細々と大豆栽培を行っているという状況であり、これでは機械化が困難で、集落等で調整してせめて水田の一区画三〇ａにまとめる必要がある。

しかし、コスト削減にも限度があり、制度的に価格を支えることがどうしても必要になる。次期ＷＴＯ交渉では農業保護の削減が交渉テーマにのぼる見込みであるが、日本農業を維持させるためには必要な財政支出であることを堂々と主張する必要がある。日本の大豆生産は比較劣位産業であり、もし自由貿易原理に任せたら日本には特殊な用途の大豆生産しか残らなくなってしまうであろう。

（清水徹朗）

現地ルポルタージュ

動き出した中山間地域等の直接支払い制度

―岩手県江刺市の事例から―

昨年（九九年）制定された「食料・農業・農村基本法」に基づき、今年から中山間地域等の農業に対する直接支払い制度が始まった。ここでは、本制度の内容をごく簡単に整理した上で岩手県江刺市における取り組み事例を紹介し、制度の可能性と課題を検討してみたい。

一、本制度の概要

この制度は、農業がもつ多面的機能（保水や地下水供給など環境保全機能、農村社会や景観の維持等）の確保を目的として、中山間地域など不利農地での農業活動に対して政府が直接支払いをするものである。

具体的には、特定農山村法や過疎地域活性化特別措置法などで指定された地域内で、生産条件の悪い農地における生産活動に対して、平地地域とのコスト差の八割（最高で年間一〇アール当たり二万一千円）、一戸当たり百万円を上限に政府が直接支払いを行う。五年間の営農継続が条件で、支給額の半分以上は耕作放棄地の防止などの共同活動に使われる。受給者は、集落協定を結んだ農家あるいは個別に協定を結んだ認定農業者や第三セクターとなっている。

日本農業新聞の記事（十一月二日）によれば、今年九月末現在で協定が結ばれる見込みの農地は全国で五九万ヘクタールとなっており、当初見込み（九〇万ヘクタール）の六五％にとどまっている。

二、江刺市の取り組み

岩手県は、九月末の段階で一・七万ヘクタールの集落協定が結ばれる見込みである。これは、北海道と熊本県に次ぐ全国第三位の面積で、なかでも江刺市は協定申請面積が三、三五二ヘクタール（八月末現在）と県内最大となっている。江刺市の場合、協定締結農地の九九・九％は水田である。畑や樹園地そして草地の申請がほとんどないのは、傾斜度や連たん面積が基準に達しないためであり、申請条件を満たす農地は、ほとんど集落協定ないし個別協定（三協定あり）でカバーされたという。

江刺市で申請面積がこのように大きくなったのには、次のような理由が考えられる。第一に、同市は過疎地域活性化特別措置法で指定された過疎地域のため全域が本制度の対象となっていることである。

第二に、申請面積が当初見込み（二、七四〇ヘクタール）を大きく超えたのは、行政の積極的な働きかけに負うところが大きかったようである。市の担当者からのヒアリングでは、本制度を含め活用できる諸制度を市の活性化につなげようという強い意気込みが感じられた。

第三の要因として、江刺市の場合、農協が協定締結の促進において積極的な役割を果たしたことが挙げられる。本制度の受け皿となる集落をまとめるために、農協の集落組織である農家組合が大きな役割を果たした。また、交付金給付が年度末になるため、それまでの運転資金として、交付見込み額の四分の一以内で農協が実質無利子（基準金利四％で、農協と市が各二％ずつ利子補給）で融資するなどの取り組みがあった。

また、第四の理由として、同市は農業統計上の分類としては平地農業地域に属し、本制度の対象地域としては、比較的条件の良い地域であることが考えられる。

三、集落の取り組み事例

次に、実際に集落協定が結ばれた事例により、本制度の効果と課題を見てみよう。

①A集落

六八戸からなるこの集落は、五四ヘクタールの農地をかかえ、江刺市では最大の農業集落となっている。同市の中心部に近いため、土地持ち非農家や第二種兼業農家となっている世帯が多く、土地に対しては農地意識より資産的意識が高い。そのため、農地の流動化が進まない一方で基盤整備が遅れ、耕作放棄地化された農地が少なくなかった。そうしたなか、農地や農道の整備など個人

への負担が大きくなる集落協定の締結にあたっては、当初は反対が強かったという。

しかし、認定農業者であるリーダーを中心に粘り強い話し合いを重ね、全戸が参加して同市では最も早く協定を結ぶことができた。この集落の協定の特徴は、交付金の全額を集落活動（圃場、畦畔、農道、用排水路整備等）に使い、個人への給付をまったく行わないことである。その結果、数年間耕作が放棄されて原野のようになっていた農地が見違えるようにきれいになった。こうした成果を見て、当初協定づくりに反対していた人たちも、今では地区リーダーに対して「しっかり頼むよ」と言うようになったという。

単に農地や農道がきれいになったという以上の効果は、この制度をきっかけとして集落に共同作業が戻ってき、「自分たちの集落の農業をどうすべきか」ということについて集落で話し合う気運が高まったことである。この地区のリーダーは、本制度の開始をきっかけとして農業についての集落の意識を高め、集落内の農業が維持されるために必要な基盤整備を実現したいという。

②B集落

この集落は、同市で最も標高の高いところに位置する十一戸からなる小集落である。野菜と酪農を核とした専業農家が多く、早くから野菜の無人販売所をつくったり、集落の景観づくりを進めるなど、自立心が強い。集落内の農地一〇ヘクタールのうち、七ヘクタールで集落協定を結んだ。

協定締結面積が七ヘクタールにとどまった理由は、草地への転作田の一部を、機械を使いやすいように畦畔を取り払って傾斜状にしていたため、水田としての形態を残すという本協定の条件に合わなかったからである。また、草地としては傾斜度が基準に達せず、結局本協定の対象から外れた。非水田としての利用のしやすさを考えれば畦畔は邪魔だし、かといって協定の条件である畦畔維持をしなければ交付金はもらえないところが悩みの種だという。「補助金に頼らずにやっていこう」と今までやってきた集落だけに、本制度に対しては、とまどいがある。

四．本制度の可能性と限界

中山間地域の直接支払い制度に関する江刺市の取り組みは、一定の成果をあげたと考えてよいだろう。この制度が対象とする農地のほとんどが集落協定によってカバーされ、耕作が放棄され雑木林化していた水田はきれいになり、田園風景が見違えるようになったと関係者は口をそろえて言う。また、よいリーダーが存在する集落では、この制度をきっかけに、自分たちの集落の農業をこれからどうすべきか、と次のステップに向けて動き出したところもある。

一方で、この制度には現場の実情に合っていないところもありそうである。農業活性化・農地保全への自発的な取り組みを側面的に支援するのが本制度の役割のはずであり、現金支給と引き換えに農家の手足をしばるような仕組みは、今後改善されるべきであろう。

また、江刺市で本制度が積極的に受け入れられた理由として、同市が中山間地域としては比較的農業条件の良い地域であることもあげられよう。急傾斜地が多く担い手が少ない更に条件の悪い地域で、江刺市のような取り組みは果たして期待できるだろうか。

さらに、本制度にすばやく対応した江刺市でさえ、五年後以降も条件の悪い農地で農業が維持できるという保証はない。本制度の現行の支給額では、世代が交代したときに、若い担い手が条件の悪い農地の耕作を引き受けることは期待できるだろうか。もし大幅に支給額を増額するのでなければ、基盤整備事業の導入による作業効率の向上や農業所得の維持政策、所得の高い作物の導入などが必要になってくるだろう。

いずれにしても、現行の直接支払い制度は中山間地域農業の荒廃に対する一時的な歯止めや立てなおしのきっかけにはなりえても、最終的な解決方法とはなりえない、という点で、今回お会いした人たちの意見は一致していたように思える。本制度の効果と限界を見極め、次の取り組みにつなげていく努力が、生産者や行政、そして農協にとって不可欠といえそうである。

（須田敏彦）

ぶっくレビュー

『恐るべき「輸入米」戦略 WTO協定から米と田んぼを守るために』

河相　一成著（合同出版）

輸入増と低価格に喘ぐ日本の米生産の現状を分析し、WTO次期農業協定交渉への対策を講じる、専門家による時宜を得た解説書である。JAグループの学習用資料として手元に置いておきたい一冊。

第一章『国産米サヨウナラ、輸入米コンニチワ』にならないように」では日本の食生活に大きな影響を与えた米国の戦後の小麦戦略を、第二章「これでわかる米輸入のしくみ」では、ミニマム・アクセス（MA）方式と関税化方式、関税割当制度などを解説している。

第三章「輸入米は、大幅安値で取引される」では年間六五万トンにのぼるMA米の入札方式を解説し、このうち、売買同時入札（SBS）方式は外食産業などの事前発注により、形式上は国家貿易だが民間貿易に限りなく近いとしている。第四章「米市場の現状と日本が抱える三つの問題」によると、日本は世界第五位の米輸入国、最大の飼料輸入大国であるが、国際市況ではタイ米の輸入価格は一〇年前と比較して二倍に高騰している。

第五章「国産米価格を脅かす輸入米」によると、食糧庁のMA米の安全性確認経費が大きく削減されている。米備蓄方式は現行の回転備蓄方式ではなく、棚上げ備蓄方式であれば生産者米価の引き下げ要因にならない。第六章「米輸入自由化の舞台裏」では、米関税化よりMA米方式の方が国内への影響が小さいとしていたのが、四年も経たないうちに輸入を自由化したのは、何か外圧があったのではないかとしている。

第七章「世界の食糧に起こっていること」では、世界の栄養失調・飢餓人口約八億人の大半がアジア・アフリカ地域に集中しており、日本が輸入している飼料穀物二、〇〇〇万トンは九、〇〇〇万人分の食糧に相当するとしている。第八章「恐るべき食糧自給率の低下と規制緩和症候群」では、日本の穀物自給率は世界で一三〇番目の位置にあり、イギリスが穀物自給率を大きく向上させているのと対照的という。第九章「食・農を脅かす多国籍企業・WTOの戦略」によれば、日本政府は自主流通米奨励金をはじめとする価格安定対策費を大幅に削減しているが、アメリカ政府は自国農産物への「直接支払額総額」（価格支持と直接支払いを含む）をWTO農業協定を無視して五倍に増額している。

第一〇章『WTO協定』のどこを改正するか」では改正点として次の五点を挙げている。①第四条（包括的関税化条項）の廃止。②米のMAと関税化の廃止、あるいは、MA米の輸入数量をとりあえず大幅に減らす、すべてのMA米にマークアップの上限を適用するか、上限の引き上げを行う、売買同時入札数量の削減か廃止、MA米の安全性確認の方法と結果とを情報公開する。③国内助成削減の廃止。④農産物価格支持のための政府予算をこれからも削減する「改革過程の継続」条文の削除。⑤「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（「SPS協定」）に定められた「コーデックス委員会」の食品の規格基準にWTO加盟国が従うという条項の廃止、および国際基準と異なる基準を採用する際の科学的根拠の定義を具体的にさせる、国際基準の適用対象からさしあたり地方自治体および関連団体を除く。

次期交渉ではわが国の立場を堂々と主張すべきであろう。

（二〇〇〇年九月、一九一頁、一、四〇〇円）

（桜井慎悟）

統計の眼

廃棄物とリサイクルについて

今年、『「捨てる！」技術』という本がミリオンセラーとなりました。環境問題への関心の高まりとともに、溢れかえったモノに対しての強い問題意識の表れでしょうか。環境庁が行った平成十年度環境モニター・アンケート「総合的体系的な廃棄物・リサイクル対策について」でも、「環境に関して差し迫った問題だと思うもの」は何かとの問いに、「廃棄物問題」（七二・五％）を最も多くあげています（複数回答）。またリサイクルについての考え方としても、「今以上に進めるべき」との回答が八四・九％と群を抜いて多く、リサイクルへの意識の高さがうかがえます。

それでは、私たちはどれだけのモノを捨てているのでしょうか。厚生省の資料によると、一般廃棄物の全国総排出量は約五、一二〇万トン（平成九年度）で、また、その中から再利用されるリサイクル率は約一一％という低さです。同アンケートでこの現状を示し感想を聞いたところ、廃棄物の排出量では、「もっと少ないと思っていた」（四五・四％）が、一方、リサイクル率に対しては「もっと多いと思っていた」（四〇・五％）がともに最も多く、問題意識が高い割には現状の認識が低いようです。

ちなみに、同じ厚生省の資料によると、不法投棄件数も年々増加しており、平成十年度の不法投棄件数は一、二七三件（速報値）で、平成五年度の約四・六倍となっています。

今年五月から、「循環型社会形成推進基本法」が成立されました。これは、物質循環を確保し、環境への負荷を低減することを目的として、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するための基盤となるものです。モノを消費し、モノを捨てる側の私たちも、その環の中の一員です。その一員を担う住民を育てるためには、行政や市町村による住民への環境教育とあわせて、今以上にリサイクルしやすい仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

（金子）

一般廃棄物排出量とリサイクル率

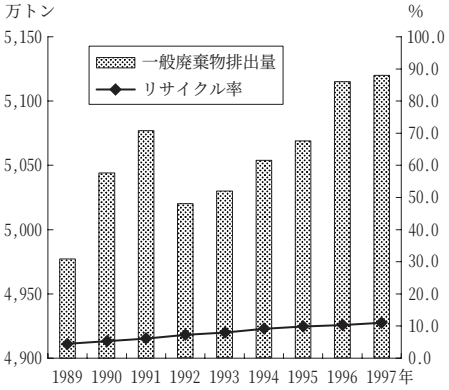

資料：厚生省